

24. 鋼船規則C編及びCS編並びに関連検査要領における改正点の解説 (点検設備)

1. はじめに

2006年10月3日付規則第50号及び達第62号（日本籍船舶用）並びに同日付Rule No.55及びNotice No.67（外国籍船舶用）により、鋼船規則C編及びCS編並びに関連検査要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

2. 改正の背景

SOLAS条約II-1章Reg.3-6規則から参照される技術仕様（Technical Provisions, 以下、TPという。）においては、油タンカーの二重船側区画について、基本的に垂直距離で6mを超えない間隔で縦通の固定点検設備を設置することが要求されている。このような点検設備は船体構造の一部として設置することが要求されるが、船体構造上、必要な縦通桁部材等の配置とは必ずしも整合しない場合があるため、設計上の不具合が生じていた。このためIACSは、TPの1.4項に明記されている合理的な範囲での基準からの逸脱の許容を根拠に、上記固定点検設備について、船体構造の一部とするために設計上必要な場合には垂直方向の間隔を6.6mまで認め得る旨の統一解釈を策定した。同統一解釈については、IMOに提出されており、MSC/Circ.1176（2.17項）として回章されている。

一方、上記縦通の固定点検設備間等を交通するはしごについては、TPにおいて垂直距離で6mを超えない間隔で踊り場を設置することが要求されており、上記により固定点検設備間の垂直間隔を6m超とした場合には、わずか数百ミリメートルのために踊り場を設置せざるを得ないという不具合が生じることになる。

しかしながら、TPの1.4項の主旨を考えれば、はしごの踊

り場についても同様に扱うことが妥当と考えられるため、これを許容し得るよう関連規定を改めた。

また、はしごについては、タンク入口部について、入口部甲板下面から下方2.5mの位置に踊り場を設ける等の詳細要件がTPに規定されているが、コファダムへの適用が明確でない。コファダムへの交通用はしごについても上記入口部詳細要件を適用することが適当であると考えられるため、関連規定をそのように改めた。

さらに、本件に対するIACSの統一解釈SC191が改正され、高所歩路の手摺に関する詳細が規定されたので、これを参考に関連規定を改めた。更に、区画への交通のためのはしご入口部に関する詳細要件の適用及び可搬式はしごの選択に関する詳細を改めた。

3. 改正の内容

改正点は、以下のとおり。

- (1) 区画への交通のためのはしご入口部に関する詳細要件を、タンクのみならずコファダムにも適用するよう改めた。
- (2) 傾斜はしご及び垂直はしごの踊り場の配置に関する垂直距離方向の間隔（最大6m）について、船体構造と整合を取る場合、垂直方向の間隔を6.6mまで増すことが認められるよう、関連規定を改めた。
- (3) 高所歩路の手摺に関し、頂部レールの間隙等について詳細を規定した。
- (4) 可搬式のはしごについて、適切な規格に従ったものとする場合、使用荷重に対する安全率を必ずしも4以上とする必要が無いことを明示した。